別 紙

（1）介護保険給付対象となるサービス（1割負担）　　R8. 6月～

要介護度 サービス基本利用料金	要介護１ ５，８９０円	要介護２ ６，５９０円	要介護３ ７，３２０円	要介護４ ８，０２０円	要介護５ ８，７１０円
自己負担額	５８９円	６５９円	７３２円	８０２円	８７１円

外泊時費用 外泊、入院した日の翌日から月６日を限度とし加算します。 月をまたぐ場合は最大で連続１２日を限度とし加算します。	１日につき ２４６円
初期加算 入所した日から３０日以内の期間と３０日を超える入院後に再入所した場合加算します。	１日につき ３０円
療養食加算 医師の発行する食事せんに基づく療養食を提供した場合加算します。	１食につき ６円
日常生活継続支援加算 入所者のうち要介護４・５の割合が７０％以上又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が６５％以上であり、たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の１５％以上である場合加算します。	１日につき ３６円
看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師を１名以上配置した場合加算します。	１日につき ４円
看取り介護加算 医師が回復の見込みがないと診断した入所者について、本人及び家族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人又はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながら、その人らしさを尊重した看取り介護を行った場合、死亡日を含めて４５日を上限として加算します。 死亡日以前３１日以上４５日以下 死亡日以前４日以上３０日以下 死亡日の前日及び前々日 死亡日	１日につき ７２円 １４４円 ６８０円 １，２８０円
夜勤職員配置加算（Ⅰ） 夜間帯（午後１０時～翌日の午前５時を含む１６時間）の介護職員又は看護職員の数が規定する職員数以上の場合に加算します。	１日につき １３円
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定	加算率　１７．６％
生産性向上推進体制加算（Ⅱ） ICT 機器の導入・活用により入所者の安全性とサービスの質の維持・向上に取り組みます。	１月につき １０円

※ 介護保険負担割合証の記載が２割又は３割負担の方は、上記の金額にそれぞれ乗じた額になります。（処遇改善加算、生産性向上推進体制加算は含まない）

※ おむつ代は、サービス基本料金に含まれます。

※ 入院期間中の利用料金について

・介護サービス費に代えて、外泊時費用（１日　２４６円　月６日を限度）をご負担いただきます。月をまたいでの外泊、入院の場合には、最大１２日の限度となります。

・入院期間においても居住費をご負担いただきます。
介護保険負担限度額認定を受けている場合、月６日までは、減免の対象となりますが、７日目以降は、１日あたり９１５円をご負担いただきます。

・３０日を超える入院後に再び入所した場合、初期加算（１日　３０円）をご負担いただきます。

※ 高額介護サービス費の制度

介護サービス費の負担上限額を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻し手続きがありますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

（２）介護保険給付対象とならないサービス

居住費	１日あたり　　９１５円（基準費用額）
食費	１日あたり　１，５４５円（基準費用額）R8.8.1～
理容・美容サービス	実費（理容、美容により金額が変わります）
レクリエーション・活動	材料代等の実費
複写物	１枚につき　１０円
日常生活品	衣類、歯磨きセット、箱ティッシュ等はご準備ください
電化製品（テレビ等）	電源１件につき　１日５０円
居室明け渡し精算料金	サービス基本利用料金の全額をいただきます

※ 特定入所者介護サービス費の制度

居住費・食費について、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

「介護保険負担限度額認定証」による負担段階と居住費・食費負担限度額　（R8.8.1～）

利用者 負担段階	対　　象　　者	預貯金等 合計額	居住費 負担限度額	食費 負担限度額
第１段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護受給者		０円	３００円
第２段階	市町村民税世帯非課税であって、年金収入額＋合計所得金額が **82.65 万円以下**	かつ、預貯金等の合計が **650 万円（夫婦は 1，650 万円）以下**	４３０円	３９０円
第３段階①	市町村民税世帯非課税であって、年金収入＋合計所得金額が **82.65 万円超 120 万円以下**	かつ、預貯金等の合計が **550 万円（夫婦は 1，550 万円）**以下	４３０円	６８０円
第３段階②	市町村民税世帯非課税であって年金収入額＋合計所得金額が **120 万円超**	かつ、預貯金等の合計が **500 万円（夫婦は 1，500 万円）以下**	５３０円	１，４２０円
第４段階（非対象）	上記以外の方		９１５円	１，５４５円

＊上記、居住費・食費の金額については、１日あたりの料金となります。

＊食費は、１食以上提供した場合に日額をご負担いただきます。